

ごみ処理手数料の見直し

環境経済部

廃棄物の処理及び清掃に関する法律 (廃棄物処理法)

(市町村の処理等)

第六条の二 市町村は、一般廃棄物処理計画に従つて、その区域内における一般廃棄物を生活環境の保全上支障が生じないうちに収集し、これを運搬し、及び処分しなければならない。

入間市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例

(一般廃棄物の処理)

第14条 市は、一般廃棄物処理計画に従い、家庭系廃棄物を生活環境の保全上支障が生じないうちに処理しなければならない。

2 市は、家庭系廃棄物の処理に支障がないと認めるときは、事業系一般廃棄物の処分を行うものとする。

(事業系一般廃棄物の処理)

第16条 事業者は、自ら事業系一般廃棄物の収集、運搬又は処分を行うときは、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令(昭和46年政令第300号)第3条及び第4条の2に定める基準に従わなければならない。

2 事業者は、自ら事業系一般廃棄物の収集、運搬又は処分を行うことができない場合には、廃棄物の収集、運搬又は処分を業として行う者に収集させ、運搬させ、又は処分させなければならない。

3 市長は、事業者に対し、その事業系一般廃棄物を分別して排出するよう命ずることができる。

入間市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例

第20条 市の行う一般廃棄物の収集、運搬及び処分に関し、占有者等から別表第1に定めるところにより手数料を徴収する。

2 市長は、前項に規定する手数料について、重量を基準にして算定することが実情に合わないいと認めるときは、規則の定めるところにより重量以外の基準により算定することができる。

3 第1項の規定にかかわらず、市長が指定した粗大ごみを処理するときは、占有者等から規則で定める手数料を徴収する。

4 手数料の徴収の基礎となる数量は、市長の認定するところによる。

5 生活保護法(昭和25年法律第144号)に基づく生活扶助を受けている者又は市長が特に必要があると認めたときは、手数料を減免することができる。

6 前各項に定めるもののほか、手数料の徴収に関し必要な事項は、規則で定める。

入間市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例

(申請手数料)

第33条 法第7条第1項若しくは第6項の規定に基づき一般廃棄物収集運搬業若しくは一般廃棄物処分業の許可を受けようとする者若しくは法第7条の2第1項の規定に基づき一般廃棄物収集運搬業若しくは一般廃棄物処分業の事業の範囲の変更の許可を受けようとする者又は当該許可を受けた者で許可証の再交付を受けようとする者は、別表第2に定める手数料を申請の際に納付しなければならない。

2 浄化槽法第35条第1項の規定に基づき浄化槽清掃業の許可を受けようとする者又は当該許可を受けた者で許可証の再交付を受けようとする者は、別表第3に定める手数料を申請の際に納付しなければならない。

入間市が規定する手数料(別表1)

種別	取扱区分	単位	収集及び運搬 に関する手数料	処分に関する 手数料	付記
一時多量廃棄物、事業系一般廃棄物及び粗大ごみ	50kgを超える一般家庭から排出される一時多量廃棄物	10kgにつき		50円	50kg以下は無料
	事業系一般廃棄物	10kgにつき		230円	
	市が収集、運搬及び処分する粗大ごみ	10kgにつき		100円	一般家庭から排出される粗大ごみの持ち込み処分手数料は半額
	犬、猫その他の小動物	1体につき		500円	
し尿	定額料金	月額1世帯につき	610円		特殊便槽を使用する世帯は、月額200円
		月額世帯員1人につき	210円		
	超過料金	月額1世帯につき	610円		
		月額世帯員1人につき	150円		
	重量料金		270円		

入間市が規定する手数料(別表2・3)

	手数料の名称	手数料の額
別表2	一般廃棄物収集運搬業許可申請手数料	3,000円
	一般廃棄物処分業許可申請手数料	
	一般廃棄物収集運搬業変更許可手数料	
	一般廃棄物処分業変更許可手数料	
	一般廃棄物収集運搬業許可再交付申請手数料	2,000円
	一般廃棄物処分業許可証再交付申請手数料	

	手数料の名称	手数料の額
別表3	浄化槽清掃業許可申請手数料	3,000円
	浄化槽清掃業許可証再交付申請手数料	2,000円

改定に向けた考え方

手数料	家庭系一般廃棄物	事業系一般廃棄物	事業者への許可
			
手数料徴収の考え方	・市は処理する義務を負う ・原価に対する負担割合を検討(原価の10～30%が一般的)	・原価の100%徴収	・原価の100%徴収
配慮事項	・手数料徴収はごみ減量によるごみ処理施設への負担軽減、費用負担の公平化が目的 ・手数料負担が増えることに伴う不法投棄増加に配慮 ・し尿処理は対象が低所得者であることに配慮	・近隣自治体との均衡に配慮	・特になし

事業者向けの手数料を改定し、市民向けの手数料の改定は別途行う。

手数料別改定の方方向性

事業者が支払う手数料については、**原価の100%負担とすべく手数料の改定**を行う。

市民が支払う手数料については、ダイア清掃部会でごみ処理の有料化(家庭系)を検討するため、その**結果を踏まえて改定**する。

	手数料	改定方向
事業系	事業系一般廃棄物処理手数料	100%負担に改定する。
家庭系	一時多量廃棄物処理手数料	現時点では改定しない。 ダイア清掃部会で検討するごみ処理の有料化の結果(市民の負担割合)を踏まえて改定する。
	粗大ごみ処理手数料	
	小動物の死体処理手数料	
	し尿収集運搬手数料	

	手数料	改定方向
事業者	一般廃棄物処理業許可申請手数料	100%負担に改定する。
	浄化槽清掃業の許可申請手数料	100%負担に改定する。

【参考】事業系一般廃棄物処理手数料(近隣)

自治体名	実施見込み	単価(見込み)
非公開		
入間市	○ 令和9年4月	230円/10kg⇒350円/10kg
非公開		

ダイア清掃部会での検討
＋
激変緩和措置



導入効果
9,000万円程度の収入増
令和7年度実績:7,500t

一般廃棄物処理業許可申請手数料

以下のとおり改訂する

手数料の名称	手数料の額
一般廃棄物収集運搬業許可申請手数料	3,000円⇒4,500円
一般廃棄物処分業許可申請手数料	
一般廃棄物収集運搬業変更許可手数料	
一般廃棄物処分業変更許可手数料	
一般廃棄物収集運搬業許可再交付申請手数料	2,000円⇒3,000円
一般廃棄物処分業許可証再交付申請手数料	

手数料の名称	手数料の額
浄化槽清掃業許可申請手数料	3,000円⇒4,500円
浄化槽清掃業許可証再交付申請手数料	2,000円⇒3,000円

条例改正スケジュール

